

令和3年6月25日付け新潟海区漁業調整委員会指示第6号中

ページ	行	誤	正
13	17から18	漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。	漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。